

海洋・港湾構造物維持管理士の資格更新制度【平成27年度版(対象者:資格有効期間が平成28年3月末までの方)】

平成27年5月

【資格更新スケジュール】

・資格更新申請期間(予定): **平成27年10月1日(木)～12月末**

(平成27年12月末までに申請書類が提出されれば、資格が途切れること無く平成28年4月以降に資格が継続する。平成28年1月以降についても、更新申請を隨時受け付けるが、資格者証の送付が4月以降になる可能性がある。)

【CPD単位認定要領】

・本資格は5年毎に更新が必要で、下表の「I 継続学習」、「II 業務実績」、「III 更新研修」に係る認定単位の合計が250単位以上あることを資格更新の条件とする。なお、対象とする**認定単位は、平成23年4月1日以降に取得されたものとする。**

・本資格取得技術者の能力向上と本資格の趣旨から、「I 継続学習」及び「II 業務実績(特に海洋・港湾構造物に関する業務実績)」により資格の更新に必要な認定単位を取得することが望ましい。

【 CPD単位認定要領表 】

認定項目	認定単位	備考
I 継 続 学 習	①継続学習単位 ・いずれか一団体が証明するCPD単位	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が発行するCPD記録(証明書)(「様式 I - a」と呼ぶ)を提出すること(5年分を纏めて提出することができる)。 ・土木学会、建設コンサルタント協会などでは、会員外でもCPD記録の登録、確認等のサービスを受けられるので、できる限りこれらを利用すること。 ・証明期間が5年より短い団体もあるので、証明書の様式、証明期間など予め確認すること。
	①継続学習単位 「I - a」に準じたCPD単位 ・5年間合計の最大は200単位とする	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式 I - b)継続学習経歴書を提出すること(1年毎)。 ・講習・研修の内容、出席の確認が出来る書類を添付すること。 ・審査費用として1年につき12,960円を徴収する。 ・同一年度で「I - a」と併用しての申請は認めない。 ・個人の申告は平成27年度までの学習分は認めるが、平成28年度以降は認めないこととする。
	①継続学習単位 = Σ 重みW*土木学会認定CPD単位 ・本資格更新に限り、重みW=3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式 I - c)海洋・港湾構造物維持管理士向け継続学習記録を(5年分纏めて)提出すること。 ・「様式 I - a」で申請済みのプログラムは、重みW=1.0で申請しているので、残りの重みW=2.0を「様式 I - c」で申請できる。 ・事務局の記録と照合するので「様式 I - c」についての審査費用は不要である。
II 業 務 実 績	②業務実績単位 = Σ 重みW*従事期間(月)*5単位 ・従事業務は同時期の重複をカウントしない ・従事期間1ヶ月で5単位とする(6日で1単位) ・5年間合計の最大は200単位とする	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式 II)業務経歴書を提出すること。 ・申請時に継続中の契約業務は終了していないても申請することができる。ただし、申請時の年度を越えることは出来ない。 ・審査のため、提出された業務経歴書について、電話等での質問や、追加の資料(契約書類、施工計画書、業務報告書、研究論文のコピーなど)の提出を求めることがある。
	③更新研修単位 ・レポートと研修を併せて50単位とする	<ul style="list-style-type: none"> ・更新研修受講料として10,800円を徴収する。 ・更新研修は更新申請年度に受講することができる。
資格更新条件	①、②、③の合計が250単位以上	・更新手数料として10,800円を徴収する(「I - b」および「III」と別途)

注1) ・虚偽の記載が判明した場合は、資格を剥奪するとともに再取得を認めない。

注2) ・資格更新期限後についても平成28年6月末までは申請を受理するが、審査・手続きが済むまで資格は途切れる。

・赤字は平成27年度に追加修正した部分である。青字の書類は当センターの「試験資格登録室」が様式を定める。

・平成28年7月1日～平成29年3月末までの申請についても受理するが、平成28年度の更新申請期間において事務手続きを実施する。その場合は6年間(平成23年4月1日～平成29年3月末)で300単位以上を取得することが資格更新条件となる。再登録後の資格有効期間は4年間(平成29年4月1日～平成33年3月末)で、次回資格更新に必要な認定単位は4年間(平成29年4月1日～平成33年3月末)で200単位以上とする。

・建設系CPD協議会参加団体以外の団体でのCPDプログラムで申請を希望する方は、当センターの「試験資格登録室」に事前に相談すること。建設系CPD協議会参加団体のCPDプログラムと同等と認めれば、申請を許諾する。

・「I 継続学習」に業務経験を登録する場合は、当該業務経験を「II 業務実績」で重複して登録することはできない。